

区分：Ⅲ

| | | |
|---------------|--|---|
| 場所 | 3号機 | |
| 件名 | 原子炉建屋（管理区域）におけるけが人の発生について | |
| 不適合の概要 | <p>平成 22 年 8 月 2 日午後 3 時 45 分頃、3号機の原子炉建屋 1 階東側にある大物搬入口（管理区域）において、3号機耐震強化工事の物品搬入作業に従事していた協力企業作業員が、電源ケーブル 2 束（1 束：約 10kg）を両手に持ち数歩移動し、ケーブル 1 束を台車に入れようとしたところ、腰に痛みを感じ歩行できなくなったため、救急車にて病院へ搬送しました。</p> <p>なお、作業員の身体に放射性物質の付着はありませんでした。</p>  | |
| 安全上の重要度／損傷の程度 | <p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / その他設備</p> | <p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p> |
| 対応状況 | <p>診察の結果、急性腰痛症（ぎっくり腰）と診断されました。</p> <p>今回の事例を当社社員と協力企業社員に対して周知いたします。</p> | |